

て得られた財源の使途、今後の検証、見直しについて、さらに障害者や高齢者にとっては、ごみ処理は大変な苦痛でもある。障害者や高齢者宅へのすべてのごみの有料個別収集方式についての考えを伺いたい。

市民生活部長 不法投棄の現況については、今年度2月末現在で太田地区が80件、金砂郷地区が58件、水府地区が80件、里美地区が50件、計238件となっている。

防止対策は、来年度より、街をきれいにする運動推進協議会の支部設立を行うなど、市内全域を対象にした環境美化推進員の充実により、守備範囲の拡充を図って、地域住民との連絡体制を強化するなど、不法投棄の防止に努めてまいりたい。

また、ごみ処理関係の手数料は、一般会計の収入となっており、歳出の処理費用に充当されており、現在ごみ袋1枚当たり30円、持ち込み手数料、10キログラム当たり150円で、県内の他市町村の状況を見ても、妥当な金額であると考えている。

障害者や高齢者への有料個別収集は、粗大ごみは申し込みにより個別収集を行っているが、一般家庭のごみは、個別収集を行っていない。また、個別収集は、許可を受けている

収集業者や、居宅介護サービスの中心でホームヘルパーによる日常生活の支援を行うサービスがあるので、それらの利用をお願いしたいと考えている。

3 公民館活動、組織について

各地区の公民館において活動が展開されているが、合併後、大きくなった地方自治体をフォローする役割も生まれてきたように思う。今後、活発な活動をするために、公民館運営組織の見直し、副公民館長も置くなど、運営委員の数にも、活動規模・内容に応じた地域差もあつて当然であるというような考え方を持っているが考えを伺いたい。

教育長 現在各館の運営組織は、合併時に4市町村の条例、規則を整理統合して、公民館運営審議会、館長、主事のほか、必要に応じて嘱託職員を加えて行っているところである。

運営組織の地域差については、市の条例、規則の規定によると、公民館運営審議会委員は、人数の上限はあるが、地区の実情に応じた人数とすることができると、また、主事

は、複数の人数を置いている状況もあり、弾力的な組織ができるようになっていく。

公民館の活動、運営組織のいずれについても、合併前からの地域差をできるだけ近づける方向で、公民館長会議等を通して調整を行っているところである。また、現在、公民館の今後のあり方について、市社会教育委員会に諮問中であり、今年度には答申の予定となっている。これらに答申の予定となつていく。これを参考にしながら、活動や運営組織が充実するよう、今後の調整に当たつてまいりたいと思う。

菊池伸也議員

1 非常勤特別職報酬の郵便局口座振り込みについて

昨年8月28日水府総合センターにおいて開催された市政懇談会において、非常勤特別職の報酬振り込みを郵便局の口座でもできるようにお願いをしたことと要望があり、市長に要望書を手渡したというところであるが、今後の取り扱いについて市長に伺いたい。

市長 非常勤特別職報酬の郵便局への振り込みについては、住民の利便性を考慮し、さらに、希望する方も多いということから、18年度実施に向けて、事務を進めているところである。

2 環境問題の取り組みについて

里美地区において増設計画が進められている風力発電について現在の状況と評価・認識について伺いたい。また、将来にわたり地域の環境や水資源を守り、産業の活性化を図るためには、バイオマスは大変重要であるので、より一層の研究とご努力を期待し、市長の考えを伺いたい。

市長 バイオマスの活用については、まだまだこれからの課題ととらえている。したがって、情報的確な把握、資源循環型社会の構築に向けた国・県との施策等もあわせながら、これから取り組んでいく課題だと考えている。同時に、バイオマスを利活用した環境保全型農業の展開ということで、常陸太田市ブランド化の創出ということも、今、考えており、地域産業、経済の活性化に向けて取り組んでいく考えである。

産業部長 19年4月から始まる品目横断的経営安定対策は、当面、大豆、麦が対象になる。これらの対策としては、新たに設置した常陸太田市担い手育成総合支援協議会を中心に、市、JA、農業委員会、普及センターなどを中心とした品目横断的経営安定対策のプロジェクトチームのようなものを編成した。今後対象農家を中心に、説明会を開催して対応してまいりたいと考えている。これらをもとに、集落営農の取り組みを推進してまいりたい。

また、主要作物の、米、そばなどの振興策を推進していくため、常陸太田市元気アッププランを計画し、現在ある常陸太田市の元気アップ集団39団体などの育成を図りながら、生産体制の確立に向けて取り組んでまいりたい。

地元スーパーなどへの地元農産物の販路拡大は、生産者とスーパーが連携しての販売に取り組んでいる。今後、商工会と連携を図り協議を行ってまいりたい。

担い手については、担い手育成総合支援協議会を設立したところである。当面の方針は、JA、県などの関係機関と連携を図りながら、地域の担い手となる認定農業者の育成、集落営農としての合意形成に向けて取り組んでいく考えである。

また、独自の対策としては、定年帰農者の育成について、本年度は24名が受講し、茨城県の農業大学校では、茨城営農塾が開設されている。新規就農者やUターン等により就農基礎研修、栽培基礎研修などが実施されるが、本市から3名が受講している。今後、連携しながら、市全域にPRをして、担い手の育成に努めてまいりたいと考えている。

教育長 学校給食センターで食材として使われている地場産品は平成17年4月より3月7日現在で、米は、100%地元産米を提供している。野菜は、大根やキャベツ、ジャガイモなど15種類、その他として、地元の特産品等も使用している。合計すると、17品目で8万4677キログラムを購入している。

平成17年度の物資納入業者が36業者あるが、その中で地元が8業者もやしを含む野菜の中に占める地場産品の比率で、野菜は16.3%、同じく果物については7.37%となっている。

川又照雄議員

1 農業問題について

当市における集落営農の中心となる農業者及び認定農業者は、全体の耕作者のどれくらいかの割合になるのか。また、当市の基幹産業の位置づけ、国の食糧自給率向上という点で、優良農地は積極的に確保していかねばならないが各地区に展開する耕作放棄地拡大防止対策の今年度の方策について伺いたい。

産業部長 今回の品目横断的経営安定対策で該当となる集落営農団地、農家、JAを通して出荷している大豆、麦の生産農家で見ると、おおむね大豆が18.2名程度、麦が19.6名程度と考えられている。

このうち、この対策の条件を満たすと想定される団体、農家については、特認事項がこれから検討されるが、これを除くと、4ヘクタール以上の認定農業者及び農家、23名程度、集団営農組織関係11団体が考えられ、非常に厳しい状況が考えられる。今後、JA等詳細の調査を踏まえ、対

象農家への説明、集落営農についての合意形成について取り組めるよう、JA、県普及センターなどと十分協議を行い、対象農家への指導について推進してまいりたいと考えている。

耕作放棄地拡大防止対策については、2005年の農業センサスでは、市全体で691.6ヘクタールとなっている。12年度の637ヘクタールより^{54.6}ヘクタール増加している。この耕作放棄地の防止対策は、農地の流動化を図り、地域の若手農業者に集積する受託組織の育成、JA、有限会社みずほ農援、あるいは生産法人などの組織拡大を図ることが必要であると考えている。

担い手の農地の流動化の促進活動については、市内全域を対象に実施をし、再設定を含め360件、約85ヘクタールの流動化を推進することができた。これらを含め、現在、市全体では約618ヘクタールの利用権が設定されており、遊休農地の回避に努めているところである。引き続き担い手の拡大、流動化の促進に努めてまいりたいと考えている。

2 環境問題について

不法投棄は環境への影響や修復費がかかるが、当市の不法投棄の現状と防止策やごみの有料化によつ

